ISETAN MITSUKOSHI HOLDINGS

平成21年4月1日~平成22年3月31日

第2回定時株主総会招集ご通知添付書類

白緑 byakuroku



三越伊勢丹ホールディングス

グループスローガン

向きあって、その先へ。

グループの姿勢

真摯に、しなやかに、力強く、向きあいます。

- ・お客さま一人ひとりと向きあいます。 で要望とご期待に感動レベルのおもてなしでお応えします。
- ・仲間たちと向きあいます。 学びあい、磨き合い、新たな価値を創造します。
- ・株主の皆さまと向きあいます。 公正透明な経営を基盤に、誠意と成果でお応えします。
- ・パートナーの皆さまと向きあいます。
 顧客満足を合言葉に、最良の関係を築きます。
- ・地域、社会、地球と向きあいます。 ありたい未来の実現に向けて貢献します。

将来にわたり、かけがえのない信頼関係を築いていきます。

グループビジョン

「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、 お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、 お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、 高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ | となる。

目 次

二越伊勢丹グループ企業埋念	
であいさつ	2
事業報告	3
連結貸借対照表	43
連結損益計算書	44
連結キャッシュ・フロー計算書の要旨くご参考>	44
連結株主資本等変動計算書	45
連結注記表	46
貸借対照表	57
損益計算書	58

株主資本等変動計算書	. 59
個別注記表	. 60
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	. 63
会計監査人 監査報告書 謄本	. 64
監査役会 監査報告書 謄本	. 65
事業系統図(ご参考)	. 66
新たな「株主様ご優待制度」のご案内	. 67
株式に関するお知らせ	. 69
株主メモ	.70

ごあいさつ





代表取締役社長執行役員 石塚 邦雄

世界随一の 小売サービス業グループの 実現に向けて

株主の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。平素 は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、平成22年3月31日をもちまして、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの第2期の決算を行いましたので、ここに報告書をお届けさせていただきます。何卒、ご高覧いただきたくお願い申しあげます。

当期におきましては、企業収益の大幅な減少、所得環境の一層の悪化などで、個人消費は依然として低迷が続き、当社グループの業績も極めて厳しい状況で推移いたしました。この間、当社グループは統合効果をさらに高めるべく、一段と踏み込んだ構造改革に全社一丸となって取り組んでまいりました。

今後も、厳しい環境が続くと思われますが、一人ひとりのお客さまのお声と向き合い、お客さまに感動していただけるような百貨店本来の価値を提供することで「世界随一の小売サービス業グループ」の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りま すようよろしくお願い申しあげます。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、世界規模の金融危機が続くなか、国内の政策効果等で一部に持ち直 しの動きも見られました。しかしながら、企業収益の回復力は極めて鈍く、雇用情勢の一段の悪化やデフレ の顕在化もあり、景気は格段に厳しい状況で推移いたしました。

小売業界におきましては、店舗閉鎖や業態転換などの抜本的な改革に動き出す企業もありましたが、景気不安による消費者の節約志向はさらに進展し、多くの企業が大幅な減収基調となるなど、全体としては極めて厳しい状況となりました。

このような状況のもとで当社グループは、グループビジョンに掲げる「世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向け、三越と伊勢丹ならびにグループ各社が有する強みと経営資源を最大限に活かすべく、営業力の強化と業務効率の向上に向けた基盤整備に取り組みました。

■百貨店業

百貨店業では、まず、三越におきまして、ブランドメッセージの「飾る日も 飾らない日も 三越と」でお伝えするように、お客さまの人生を飾る特別な日も、日常の中の一日も、上質な商品とサービスを提供することで、お客さまとの強い信頼関係を築いてまいりました。

日本橋本店におきましては、「三越の象徴に相応しいプレステージストア」の確立を目指し、お客さまの購買心理を深く追求することでショップの再編集に取り組むとともに、店頭営業に関する組織や業務フローを

再構築することで、お客さまの声を迅速に品揃えや販売サービスに活かすことの できる体制を整えました。

また、銀座店では、増床計画を推進しており、本年秋の完成時には銀座・有楽

町地区において最大規模の商業施設となる予定でございます。



本計画は、世界有数の商業集積地である銀座において、同店が「新しい価値を、スタイルとして創造し、時代の扉を開ける店」となり、これまでにない新しい文化の発信基地に生まれ変わることを目指してまいります。



〈三越・銀座店 (完成後のイメージ)〉

〈三越·日本橋本店〉



次に、伊勢丹におきましては、ブランドメッセージの「毎日が、あたらしい。ファッションの伊勢丹」を具体的に実践するために、お客さまの声から生まれた自主企画の「オンリー・アイ」をはじめ、独自性の高い商品やサービスを、衣・食・住すべての分野において幅広く提案してまいりました。

新宿本店では、「世界最高のファッションデパートメントストア」の確立を目指し、お客さまの潜在ニーズを実現すべく、日々、店頭においてさまざまな試みに挑戦することで、新たな提供価値の創造に努めてまいりました。

また、「メンズ館」(ISETAN MEN'S)では、店頭で支持される旬の



〈伊勢丹·新宿本店〉

商品を全国のWEBファッション顧客に発信するオンラインショップを開設するなど、マーケットの拡大に向けて新たな取組みをスタートいたしました。



さらに、伊勢丹の支店では、各店の品揃えや業務オペレーション等を標準化した「ユニットショップ」が、引き続き支店の収益力向上に貢献いたしました。

一方、その他のグループ百貨店におきましては、当 社グループの経営資源を最大限に活用することで、戦

社グループの経営資源を最大限に活用することで、戦略的な施策を迅速 に推進できるグループ運営体制の基盤整備を推し進めました。

具体的には、昨年10月1日付で、伊勢丹の完全子会社である株式会社

静岡伊勢丹および株式会社新潟伊勢丹の2社につきまして、その株式を当社に移管し直接子会社とするとともに、伊勢丹の子会社である株式会社岩田屋につきましても、同日、その株式を当社に移管し直接子会社といたしま

した。さらに、当社と岩田屋は、10月15日付で、株式交換を行い岩田屋は当社の完全子会社となりました。

また、昨年1月に民事再生手続の開始が決定した株式会社丸井今井につきましては、その後4月に当社が正式なスポンサーに就任し協議を進めた結果、当社が新たに設立した株式会社札幌丸井今井と株式会社函館丸井今井が、同社の事業を譲り受け、昨年8月1日から、それぞれ百貨店として事業を開始いたしました。

さらに、地域の百貨店が地元に密着した最適な営業施策を迅速に推進できる体制を整えるため、本年4月1日付で、三越の地方店舗を地域における独立会社と



ONLY C STREET STREET

して分社化いたしました。

具体的には、従来の三越の支店でありました地方店舗につきましては、当社が新たに設立した株式会社札幌三越、株式会社仙台三越、株式会社名古屋三越、株式会社広島三越、株式会社高松三越、株式会社松山三越、株式会社福岡三越が、各店の事業を承継いたしました。また、三越新潟店につきまし



〈岩田屋・本店〉

ては、株式会社新潟伊勢丹がその事業を承継するとともに、商号を改め株式会社新潟三 越伊勢丹となりました。

さらに、本年10月には、株式会社福岡三越と株式会社岩田屋を統合する予定でございます。

他方、一段と踏み込んだ選択と集中による構造改革を推し進めるべく、三越池袋店



〈札幌丸井今井〉

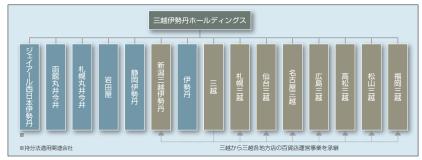
と三越鹿児島店は昨年5月6日に、伊勢丹吉祥寺店は本年3月14日に、三越の小型売店11店舗は本年3月下旬までに、それぞれ営業を終了いたしました。さらに、本年8月下旬には、三越の専門館事業であります札幌アルタが営業を終了する予定でございます。

各店舗の営業終了に伴いご不便をおかけいたしますことをここに深くお詫び申しあげますとともに、長年にわたるご支援、ご愛顧に対しまして心よりお礼申しあげます。

各店舗の営業終了につきましては、グループ最適化を早期に実現し盤石な経営基盤を構築することで、長期的には当社グループの提供価値を高めていくことができると考えております。何卒、ご理解のほどよろしくお願い申しあげます。

このように、国内の百貨店業におきましては、収益力の向上と財務基盤の強化に向けて諸施策に取り組むとともに、グループの持つ経営資源を最大限に活かせる組織体制の構築を着実に進めてまいりました。しかしながら、世界規模の経済不況が日本経済に及ぼす影響は大きく、国内においても消費が大幅に落ち込むなど、衣料品を中心に減収傾向が常態化し、全体としては極めて厳しい商況が続きました。

■ 百貨店事業における組織再編(平成22年4月1日付)



一方、海外の百貨店業におきましては、中国では、国全体の成長維持に向けた諸政策等で国内需要が底堅く推移したこともあり、多くの店舗で売上高が前年同期を大きく上回るなど好調さを維持いたしました。しかしながら、東南アジア地域では、世界不況の影響のもと、消費回復の



動きは鈍く、売上高は全体として前年同期を下回る水準で推移いたしました。

なお、当社グループは、成長が期待される中国・東南アジア地域において百貨店事業を拡大することで、グループ全体に貢献する収益基盤の構築を目指しておりますが、伊勢丹では、本年末にはシンガポールに6店舗目となるセラングーン店を、来年春までには中国に5店舗目となる天津2号店をそれぞれ出店の予定でございます。

以上のような結果により、百貨店業の売上高は、1兆2,012億円余、前年同期比90.8%、営業利益は71億円余、前年同期比37.6%となりました。

■ クレジット・金融業

クレジット・金融業につきましては、お客さまの利便性向上と収益力の高い経営基盤の構築に向けて組織の再編に取り組み、昨年4月1日付で、伊勢丹の完全子会社である株式会社伊勢丹アイカードおよび三越の完全子会社である株式会社三越保険サービスの2社につきまして、その株式を当社に移管し直接子会社といたしました。また、株式会社伊勢丹アイカードは、昨年9月1日付で、株式会社エムアイカードに商号変更いたしました。

さらに、グループ全体のカード・保険・友の会事業を一元化すべく、株式会社エムアイカードは、本年4月1日付で、当社の完全子会社である株式会社三越保険サービスを吸収合併するとともに、当社の完全子会社である株式会社三越友の会と株式会社イセタンクローバーサークルの2社につきまして、その株式を同社に移管し直接子会社といたしました。また、両子会社は、同日、合併し株式会社エムアイ友の会となりました。

なお、株式会社エムアイカードは、同社の提供する保険や資産運用等の金融サービスについて、より多くの百貨店顧客に紹介するため、昨年9月に伊勢丹新宿本店の隣接地に「フィナンシェルジュ プラザ」をオープンし好評を博しております。



〈フィナンシェルジュ プラザ〉

また、株式会社エムアイカードは、グループ全体のカード事業の推進体制を整備することで、本年4月1日よりグループカードの運営を開始いたしました。

以上のように、クレジット・金融業につきましては、同事業をグループ収益の第二の柱に育てるべく、当初計画を前倒しで推進いたしました。しかしながら、主たる収入源である百貨店事業の売上高の減少やグループカード発行等に伴う先行投資もあり、売上高は142億円余、前年同期比93.0%、営業利益は12億円余の損失となりました。

■小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、スーパーマーケット業を営む株式会社クイーンズ伊勢丹が、品質を追求した「グリーンQ」をはじめ、食の安心・安全・健康を重視した質の高い品揃えを実現するとともに、三越の

専門館事業に同社の営業力を活かすなど、グループ内の相乗効果の創出に向けた取組みを開始いたしました。

また、クイーンズ伊勢丹につきましては、全体の収益力向上に向けて迅速に対応すべく、店舗閉鎖を含む採算性重視の施策を推進いたしました。

このような結果、小売・専門店業の売上高は589億円余、前年同期比92.4%、 営業利益は2億円余の損失となりました。



■ 友の会事業

友の会事業におきましては、会員のお客さまの利便性向上と収益力の高い経営基盤の構築に向けて組織の再編に取り組み、昨年4月1日付で、三越友の会とイセタンクローバーサークルの株式を、それぞれ三越、伊勢丹から当社に移管し直接子会社といたしました。また、先にご報告のとおり、三越友の会とイセタンクローバーサークルは、本年4月1日付で株式会社エムアイカードの直接子会社になるとともに、同日、合併し株式会社エムアイ友の会となりました。



〈エムアイ友の会カード〉

なお、本年4月1日より、三越と伊勢丹の友の会は一体的な運営を開始するととも に、お買物カード・お買物券は両社で相互にご利用いただけることとなりました。

このような状況のもとで、友の会事業の売上高は46億円余、前年同期比93.8%、営業利益は24億円余の損失となりましたが、友の会事業各社につきましては、経常利益を上げております。



■ その他事業

その他事業につきましては、グループ内の経営資源の最適化と生産性の高い営業支援機能の構築に向け、 1業種につき1社の体制を原則として、物流・人材・ビル管理サービス機能の再編に取り組みました。

具体的には、三越の完全子会社である株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ(物流子会社)と株

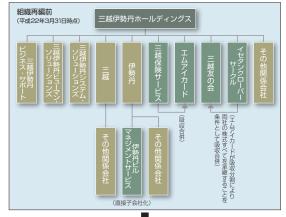
式会社プロネット(人材サービス子会社)の2社、ならびに 伊勢丹の完全子会社である株式会社伊勢丹ビジネスサポート (物流子会社) と株式会社伊勢丹キャリアデザイン(人材サービス子会社)の2社につきましては、昨年4月1日付で、その株式を当社に移管し直接子会社といたしました。また、同日付で、物流子会社と人材サービス子会社同士は合併し、それぞれの商号を株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート、株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズと改めました。

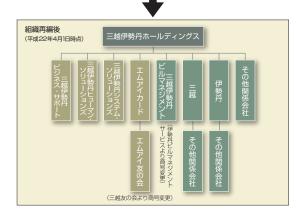
さらに、本年2月に、三越の完全子会社である株式会社三 越環境ビル管理の発行済株式の66.6%、および名古屋ビルサービス株式会社の発行済株式のすべてを、アイング株式会社 に譲渡いたしました。本件は外部企業の独自手法を活かしビル管理業務の効率化を目指すものであります。この結果、当連結会計年度において、三越環境ビル管理は持分法適用会社となり、名古屋ビルサービスは連結除外となりました。

また、本年4月1日付で、伊勢丹の完全子会社である株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービス(ビル管理子会社)につきましては、その株式を当社に移管し直接子会社とするとともに、商号を改め株式会社三越伊勢丹ビルマネジメントとなりました。

このような結果、その他事業の売上高は1,224億円余、 前年同期比85.6%、営業利益は11億円余、前年同期比 49.9%となりました。

■ クレジット・金融業、友の会事業、その他事業における組織再編(平成22年4月1日付)





以上のような結果により、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1兆2,916億円余、前年同期比90.5%、営業利益は41億円余、前年同期比21.3%、経常利益は197億円余、前年同期比56.3%となりました。

また、三越のセカンドライフ特別支援制度やグループ内の一部店舗の営業終了等に伴う構造改革損失として425億円余を、さらに、主に三越の店舗に係る固定資産減損損失として271億円余を、それぞれ特別損失として計上したことや、三越において構造改革を実施したことに伴い当期課税所得が欠損となり、回収可能性について慎重な検討を行った結果、同社の繰延税金資産を369億円余取崩したことなどで、連結当期純利益におきましては635億円余の損失を計上することとなりました。

統合効果を早期に創出すべく、逆風の経済環境のなかで、踏み込んだ構造改革を断行するとともに、今後の成長に必要な投資を戦略的に実施した結果ではありますが、大変に残念な決算結果となり、株主の皆様には誠に申し訳なく心よりお詫び申しあげます。

なお、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの三越の売上高は、5,470億円余、前年同期比83.2%、営業利益は77億円余の損失となりました。また、同期間の伊勢丹の売上高は、3,954億円余、前年同期比91.4%、営業利益は99億円余、前年同期比67.5%となっております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は282億円余であります。

主なものは、百貨店業では、三越の各店改修工事等で130億円余、伊勢丹の各店改修工事等で48億円余であります。その他事業のうち、情報処理サービス業では、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズのシステム統合に伴うソフトウェア関連等で30億円余であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。



(4) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、新政権の打ち出す家計支援策等で個人消費が着実に拡大することで、内 需中心の安定成長が早期に実現することが望まれますが、危機が連鎖する世界経済の中にありましては、今 後も先行きの不確かな状況が続くと思われます。

小売業界におきましては、雇用・所得環境に大きな改善が期待できないなか、今後も消費マインドは低迷を続けると思われ、生き残りをかけた大胆な変革への取組みが多くの企業において加速すると思われます。

このような状況のもとで当社グループは、お客さまの価値観が急速に変化する状況に対応すべく、今後3ヶ年の取組みとして、以下の3つの重点戦略を掲げております。

1つ目は、顧客接点の再強化とお取組先との関係の再構築でございます。

これは、店頭において日々変化するお客さまの価値観やご要望を的確かつ迅速に把握するとともに、商品 仕入れにおける無駄を極力排除することで、お客さまに適時適品を、価値に見合った価格で、ご提供できる 当社独自のビジネスモデルの構築を目指しております。

2つ目は、グループ基盤整備と構造改革の推進でございます。

これは、首都圏における百貨店事業会社の統合、店舗が併存するエリアにおける百貨店事業会社の統合、百貨店 周辺事業や関連事業の整理・統廃合等を推進し、効率的なグループ運営基盤を早期に構築するものでございます。 3つ目は、成長事業の育成でございます。

これは、少子高齢化等で百貨店の市場規模が縮小するなか、安定した収益基盤となりうる事業を育成する

ものでございます。具体的には、今後も成長が期待される中国・東南アジア地域での百貨店事業、百貨店顧客への金融サービスを含むトータルライフアテンダントの提供が可能なカード事業、百貨店の強みである顧客接点を活かしたWEB・宅配等のソリューションビジネスの3つに焦点を絞り込んで取り組んでまいります。



当社グループは、以上を当面の重点戦略に掲げることで、着実に前進を果たしてまいる所存でございます。また、当連結会計年度は、特に国内におきまして消費者の低価格志向が進展し、百貨店の売上高は大幅な減収基調となりました。しかしながら、今後も、当社グループは日々店頭で一人ひとりのお客さまの声と向き合い、価格・品揃え・サービス等に対するお客さまの真意をきちんと汲み取ることで、お客さまのご要望にお応えするとともに、「常に上質であたらしいライフスタイルを創造」することで、お客さまにとってなくてはならない「マイデパートメントストア」となることを目指してまいります。

さらに、コーポレート・ガバナンスにつきましては、株主の皆様にご信頼いただける透明性・客観性の高い経営機構の構築に引き続き取り組むとともに、実効的な内部統制システムを整備することで、企業価値向上に向けた基盤づくりに努めてまいります。

なお、株主様ご優待制度につきましては、本年7月1日より、従来の制度内容を一部改め、新たな株主様ご優待制度としてスタートさせていただきます。本改定は、株主の皆様に当社グループの店舗をさらに便利にご利用いただくことで、当社株式を末永くご所有していただくことを趣旨としております。何卒、今後とも株主様ご優待制度をご利用くださいますようお願い申しあげます。

最後に、先にご報告のとおり、昨年10月15日付で、岩田屋と当社は株式交換を行いました。そのため岩田屋の株式は福岡証券取引所において上場廃止となりましたが、当社の株式を10月15日付で同取引所に上場いたしましたことをご報告申しあげます。

ここに、皆様の日頃のご支援とご愛顧に対しまして、深く感謝申しあげますとともに、今後とも一層のご 支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。



■事業の種類別セグメント情報

(単位:百万円)

	百貨店業	クレジット・ 金融業	小売・ 専門店業	友の会事業	その他事業	計	消去又は 全社	連結
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	1,200,454	9,004	49,583	259	32,315	1,291,617	_	1,291,617
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	826	5,201	9,414	4,415	90,166	110,024	(110,024)	_
計	1,201,280	14,206	58,997	4,675	122,482	1,401,642	(110,024)	1,291,617
営業費用	1,194,090	15,434	59,229	7,075	121,308	1,397,138	(109,698)	1,287,439
営業利益又は営業損失(△)	7,190	△1,228	△232	△2,400	1,173	4,503	(326)	4,177

(注記) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分の主要な内容

(1)百貨店業………衣料品、身のまわり品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売

(2)クレジット・金融業……クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理

(3)小売・専門店業……婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売

(4)友の会事業………友の会運営

(5)その他事業…………不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

3. 百貨店業における有形固定資産の減価償却方法に関して、当連結会計年度より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することといたしました。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、営業利益は2,279百万円増加しております。

■国内百貨店業の売上高

(会社別および店別売上高)

	会社別・店別	金額	構成比	前 年 比
	日本橋本店	215,652百万円	39.4%	85.2%
	銀座店	41,145	7.5	84.1
	池袋店	5,731	1.1	23.7
	千葉店	23,064	4.2	87.0
	新潟店	15,985	2.9	87.0
	仙台店	31,547	5.8	85.5
()	札幌店	32,497	5.9	89.3
(株)	名古屋栄店	55,188	10.1	85.5
越	星ヶ丘店	18,997	3.5	93.4
,	広島店	15,707	2.9	94.6
	高松店	22,622	4.1	91.0
	松山店	17,192	3.2	84.4
	福岡店	37,296	6.8	89.9
	鹿児島店	2,242	0.4	21.6
	その他	12,163	2.2	86.0
	合 計	547,037	100.0	83.2
	新宿本店	223,597百万円	56.5%	90.9%
	立川店	36,041	9.1	92.8
(株)	吉祥寺店	20,106	5.1	115.3
伊	松戸店	23,525	5.9	89.1
㈱伊勢丹	浦和店	43,722	11.1	88.6
廾	相模原店	27,508	7.0	89.1
	府中店	20,944	5.3	88.8
	合 計	395,446	100.0	91.4
(株)	静岡伊勢丹	21,796百万円	_	93.9%
(株)	新潟伊勢丹	31,917		91.1
(株)	岩田屋	90,761	_	92.4
(株)	札幌丸井今井	30,785	_	_
(株)	函館丸井今井	7,395	_	_

⁽注記)1. ㈱三越の池袋店および鹿児島店は平成21年5月6日に、㈱伊勢丹の吉祥寺店は平成22年3月14日に営業を終了しております。

^{2. ㈱}札幌丸井今井および㈱函館丸井今井は、平成21年8月1日より営業を開始しております。

^{3.} 平成22年4月1日付で、㈱三越の札幌店、仙台店、名古屋栄店、星ヶ丘店、広島店、高松店、松山店、福岡店の各事業を、当社が新たに設立した㈱札幌三越、㈱仙台三越、㈱名古屋三越、㈱広島三越、㈱高松三越、㈱松山三越、㈱福岡三越が、それぞれ承継しております。また、㈱三越の新潟店の事業は、㈱新潟伊勢丹がその事業を承継し、同社は商号を改め㈱新潟三越伊勢丹となりました。



(商品別売上高)

	商品別	金額	構成比	前 年 比
	衣料品	180,578百万円	33.0%	82.5%
	身のまわり品	65,221	11.9	75.7
(料)	雑貨	87,988	16.1	84.3
機三越	家庭用品	29,255	5.4	85.6
越	食料品	159,682	29.2	86.1
	その他	24,310	4.4	86.9
	合 計	547,037	100.0	83.2
	衣料品	179,757百万円	45.4%	87.9%
	身のまわり品	46,138	11.7	94.8
(株)	雑貨	52,836	13.4	93.2
㈱伊勢丹	家庭用品	16,224	4.1	94.6
丹	食料品	80,311	20.3	95.7
	その他	20,178	5.1	93.3
	合 計	395,446	100.0	91.4

(5) 財産および損益の状況の推移

①当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

項 目	第1期 平成20年度 (平成20年4月~) 平成21年3月)	第2期 平成21年度 (平成21年4月~) 平成22年3月 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	1,426,684	1,291,617
営業利益(百万円)	19,582	4,177
経常利益(百万円)	35,052	19,730
当期純利益または当期純損失(△)(百万円)	4,683	△63,521
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)(円)	12.08	△162.51
総資産(百万円)	1,351,633	1,238,006
純資産(百万円)	489,740	425,120
1株当たり純資産(円)	1,225.85	1,049.09
自己資本比率(%)	35.17	33.43

(注記) 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

②当社単体の財産および損益の状況の推移

項 目	第1期 平成20年度 (平成20年4月~) 平成21年3月)	第2期 平成21年度 (平成21年4月~) 平成22年3月) (当事業年度)
営業収益(百万円)	12,058	12,072
営業利益(百万円)	8,628	6,577
経常利益(百万円)	8,491	6,584
当期純利益 (百万円)	7,759	6,209
1株当たり当期純利益(円)	20.01	15.89
総資産(百万円)	451,467	458,309
純資産(百万円)	450,534	457,389
1株当たり純資産(円)	1,159.82	1,156.96
自己資本比率(%)	99.63	99.59

(注記) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。



(6) 重要な子会社等の状況 (平成22年3月31日現在)

①子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	本店所在地	事業内容
(株)三越	37,404百万円	100.0%	東京都中央区	百貨店業
㈱伊勢丹	36,763百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業
㈱静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
㈱新潟伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
㈱岩田屋	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
㈱札幌丸井今井	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
㈱函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中華人民共和国上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	90.0	中華人民共和国天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	14,990千米ドル	100.0	中華人民共和国 四川省成都市	百貨店業
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	12,950千米ドル	100.0	中華人民共和国 遼寧省瀋陽市	百貨店業
イセタン(シンガポール)Ltd.	20,625千シンガポールドル	52.7	シンガポール シンガポール市	百貨店業
イセタン(タイランド)Co.,Ltd.	290,000千バーツ	49.0	タイ バンコク市	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn.Bhd.	20,000千マレーシアリンギ	51.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	百貨店業
㈱エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都新宿区	クレジット・ 金融業
㈱クイーンズ伊勢丹	100百万円	100.0	東京都新宿区	小売·専門店業

⁽注記) 当社の出資比率は、㈱三越、㈱伊勢丹、㈱静岡伊勢丹、㈱新潟伊勢丹、㈱岩田屋、㈱札幌丸井今井、㈱函館丸井今井および㈱エムアイカードは 直接保有、その他は間接保有であります。

②持分法適用関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	本店所在地	事業内容
㈱ジェイアール西日本伊勢丹	12,000百万円	40.0%	京都府京都市下京区	百貨店業
新光三越百貨股份有限公司	7,251百万台湾ドル	43.5	台湾台北市	百貨店業

⁽注記) 当社の出資比率は、㈱ジェイアール西日本伊勢丹は直接保有、新光三越百貨股份有限公司は間接保有であります。

(7) 主要な事業内容

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融業、小売・専門店業、友の会事業およびその他事業の5事業 を行っております。

(8) 主要な営業所および事業所 (平成22年3月31日現在)

①百貨店業

<国内>

	名称	所 在 地
	日本橋本店	東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号
	銀座店	東京都中央区銀座四丁目6番16号
	千葉店	千葉県千葉市中央区富士見二丁目6番1号
	新潟店	新潟県新潟市中央区西堀通五番町866番地
	仙台店	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号
(株)= 越	札幌店	北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地
(M)—ES	名古屋栄店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市千種区星が丘元町14番14号
	広島店	広島県広島市中区胡町5番1号
	高松店	香川県高松市内町7番1号
	松山店	愛媛県松山市一番町三丁目1番地1
	福岡店	福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号
	新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目14番1号
	立川店	東京都立川市曙町二丁目5番1号
㈱伊勢丹	松戸店	千葉県松戸市松戸1307番地の1
(14) アデル	浦和店	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号
	相模原店	神奈川県相模原市相模大野四丁目4番3号
	府中店	東京都府中市宮町一丁目41番2号
㈱静岡伊勢丹		静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地
㈱新潟伊勢丹		新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号
(株)岩田屋	本店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
例石田庄	久留米店	福岡県久留米市天神町一丁目1番地
㈱札幌丸井今	井	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
㈱函館丸井今	并 ————————————————————————————————————	北海道函館市本町32番15号
㈱ジェイアー	ル西日本伊勢丹	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

- (注記) 1. ㈱三越の池袋店および鹿児島店は平成21年5月6日に、㈱伊勢丹の吉祥寺店は平成22年3月14日に営業を終了しております。
 - 2. 平成22年4月1日付で、㈱三越の札幌店、仙台店、名古屋栄店、星ヶ丘店、広島店、高松店、松山店、福岡店の各事業を、当社が新たに設立した㈱札幌三越、㈱仙台三越、㈱名古屋三越、㈱広島三越、㈱高松三越、㈱松山三越、㈱福岡三越が、それぞれ承継しております。また、㈱三越の新潟店の事業は、㈱新潟伊勢丹がその事業を承継し、同社は商号を改め㈱新潟三越伊勢丹となりました。
 - 3. ㈱伊勢丹相模原店の所在地は、平成22年4月1日より、神奈川県相模原市南区相模大野四丁目4番3号となっております。



<海外>

名 称	所 在 地
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国上海市
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国天津市
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国四川省成都市
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国遼寧省瀋陽市
イセタン(シンガポール)Ltd.	シンガポール シンガポール市
イセタン(タイランド)Co.,Ltd.	タイ バンコク市
イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク市
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市

②クレジット・金融業

名称	所 在 地
㈱エムアイカード	東京都新宿区新宿五丁目17番18号

③小売・専門店業

名 称	所 在 地
㈱クイーンズ伊勢丹	東京都新宿区新宿五丁目17番18号

④友の会事業

名 称	所 在 地
㈱三越友の会	東京都千代田区大手町二丁目6番2号

(注記) ㈱三越友の会は、平成22年4月1日付で、商号を㈱エムアイ友の会に変更しております。

(9) 従業員の状況

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数	前期末比較増減
百貨店業	12,299名	1,692名減
クレジット・金融業	352名	6名減
小売·専門店業	621名	20名増
友の会事業	29名	35名減
その他事業	1,418名	920名減
合計	14,719名	2,633名減

⁽注記) 1. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	40,843百万円
株式会社三井住友銀行	40,705
三菱UFJ信託銀行株式会社	19,050
中央三井信託銀行株式会社	19,050
株式会社みずほコーポレート銀行	3,690

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成22年3月下旬よりタイ バンコク市の中心部で始まった反政府運動は、その後、拡大の様相を呈し混乱が長期化しております。その影響で、当社のグループ会社であるイセタン(タイランド)Co., Ltd.が運営するバンコク伊勢丹は、4月3日より休業しております。

当社といたしましては、今後も引き続き現地情報の把握に努めるとともに、顧客の安全を最大限に確保すべく適切な対応を取ってまいります。

なお、本件に関して、会社の業務運営または業績に係る重要事項が発生した場合には、速やかに開示して まいります。

^{2.} 百貨店業で、従業員数が前期末に比較して減少しておりますのは、主として㈱三越においてセカンドライフ特別支援制度を実施したことによるものです。

その他事業で、従業員数が前期末に比較して減少しておりますのは、主としてビルメンテナンス事業2社が株式譲渡に伴い連結の範囲から 外れたことによるものです。



2. 会社の株式に関する事項 (平成22年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

1,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数

	発行済株式の総数
当事業年度末	394,584,474株
前期末比較増減	6,725,452株増

⁽注記) 1. うち自己株式数は、60,048株であります。

(3) 株主数

	株主数
当事業年度末	146,331名
前期末比較増減	3,722名減

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,482,900株	4.93%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,767,400	4.50
財団法人三越厚生事業団	13,667,832	3.46
三越伊勢丹グループ取引先持株会	7,073,778	1.79
清水建設株式会社	6,200,000	1.57
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,342,995	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	5,299,805	1.34
日本興亜損害保険株式会社	5,189,767	1.31
興隆株式会社	4,796,334	1.21

(注記) 持株比率は自己株式(60,048株)を控除して計算しております。

^{2.} 発行済株式の総数の増加は、平成21年10月15日付で実施いたしました㈱岩田屋との株式交換および当事業年度中における新株予約権の行使によるものであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

当社が発行した新株予約権の内容は以下のとおりであります。なお、株式会社三越および株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。

- ①第1回新株予約権(平成20年4月1日発行)
 - 新株予約権の数
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
 - 新株予約権の払込金額
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - ・ 新株予約権を行使することができる期間
 - ・譲渡による新株予約権の取得の制限

2.892個

当社普通株式 289,200株 (新株予約権1個につき100株)

無償

1個あたり116,200円(1株あたり1,162円)

平成20年4月1日から平成24年6月26日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認 を要するものとする。

新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合または当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合もしくは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第1回新株予約権の内容」(以下、「第1回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者 (株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。) が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第1回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3)新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。



株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第1回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

新株予約権の取得条件

当社は、以下の場合に、その新株予約権を無償で取得するものとする。

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- (2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、 当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ①会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹の取締役を解任された場合
 - ③当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合
 - ⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合
 - ⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- (2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、 当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ①当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合
 - ③当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合
 - ⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合
 - ⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- (2)以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、 当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ①当社または株式会社伊勢丹の労働協約の規程または表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ③新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合

④その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合

②第2回新株予約権(平成20年4月1日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

676個

当社普通株式 67,600株 (新株予約権1個につき100株)

無償

1個あたり89,100円(1株あたり891円) 平成20年4月1日から平成22年6月26日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合または当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合もしくは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第2回新株予約権の内容」(以下、「第2回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第2回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第2回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第2回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日



において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を 以後行使することはできない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社または 株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、こ の限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権 の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を 認める。ただし、行使期間については、「第2回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる 期間」を超えることはできない。

(3)新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第2回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第2回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第2回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

③第3回新株予約権(平成20年4月1日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- ・ 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
- 譲渡による新株予約権の取得の制限

2.891個

当社普通株式 289,100株 (新株予約権1個につき100株)

無償

1個あたり137,800円(1株あたり1,378円)

平成20年4月1日から平成23年6月28日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

②第2回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、②第2回新株予約権の行使条件において「株式会社伊勢丹第2回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第3回新株予約権」と、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第2回新株予約権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第3回新株予約権の内容」と、「第2回新株予約権要項」とあるのは「第3回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第3回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第3回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

④第4回新株予約権(平成20年4月1日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

4,735個

当社普通株式 473,500株 (新株予約権1個につき100株)

無償

1個あたり156,000円 (1株あたり1,560円)

平成20年4月1日から平成24年6月28日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

②第2回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、②第2回新株予約権の行使条件において「株式会社伊勢丹第2回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第4回新株予約権」と、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第2回新株予約

権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第4回新株予約権の内容」と、「第2回新株予約権要項」とあるのは「第4回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第4回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第4回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

⑤第5回新株予約権(平成20年4月1日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

5,307個

当社普通株式 530,700株 (新株予約権1個につき100株)

無償

1個あたり182,900円(1株あたり1,829円)

平成20年8月9日から平成25年8月8日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。

- (1) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。
- (2) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失したときまたは当社または株式会社伊勢 丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任するときもしくは当社または株 式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株 式会社伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日にお いて既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5)「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権の内容」(以下「第5回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の 承継の手続がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7) 以下に定める事由が生じた場合。
 - ①会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹の取締役を解任された場合
 - ③当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合
 - ④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
 - ⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合
 - ⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、 当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。



- (1) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。
- (2) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において 既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社または株式会社伊 勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹と の委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役 の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 2年が経過した場合。
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5) 「第5回新株予約権要項 | に定める「新株予約権を行使できる期間 | が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権 の承継の手続がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7)以下に定める事由が生じた場合。
 - ①当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合
 - ③当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合
 - ④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
 - ⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合
 - ⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

株式会社伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。

- (1) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。
- (2) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5)「第5回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の 承継の手続がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7) 以下に定める事由が生じた場合。
 - ①当社または株式会社伊勢丹の労働協約の規定または表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合
 - ③新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
 - ④その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合

⑤著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第5回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第5回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

⑥第6回新株予約権(平成20年4月1日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

6.892個

当社普通株式 689,200株 (新株予約権1個につき100株)

無償

1個あたり195,200円(1株あたり1,952円)

平成21年8月8日から平成26年8月7日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

⑤第5回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、⑤第5回新株予約権の行使条件において「株式会社伊勢丹第5回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第6回新株予約権」と、「平成19年3月31日までに」とあるのは「平成20年3月31日までに」と、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第6回新株予約権の内容」と、「第5回新株予約権要項」とあるのは「第6回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第6回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第6回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

⑦第7回新株予約権(平成20年4月1日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

37個

当社普通株式 37,000株 (新株予約権1個につき1,000株)

無償

1個あたり1,157,000円(1株あたり1,157円)

平成20年4月1日から平成22年6月28日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失したいる場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社もしくは株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失後、引続き当社もしくは株式会社伊勢丹の執行役員として当社もしくは株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合、または当社もしくは株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社もしくは株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社もしくは株式会社伊勢丹の取締役として当社もしくは株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではは株式会社伊勢丹の取締役として当社もしくは株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りでは



なく、最終的に当社もしくは株式会社伊勢丹の取締役もしくは執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第7回新株予約権の内容」(以下「第7回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第7回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。
- ・新株予約権の取得条件
 - 当社は、以下の場合に、その新株予約権を無償で取得するものとする。
 - (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
 - (2) 以下に定める事由が生じた場合または「第7回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、 当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ①会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹の取締役を解任された場合
 - ③当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合
 - ⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合
 - ⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

⑧第8回新株予約権(平成20年4月1日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

247個

当社普通株式 247,000株 (新株予約権1個につき1,000株)

無償

1個あたり1.359.000円(1株あたり1.359円)

平成20年4月1日から平成23年6月27日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株 予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第8回新株予約権の内容」(以下「第8回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第8回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社また

は株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の 取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日) から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第8回新株予約権要項」に定める「新 株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第8回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株 予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第8回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第8回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。
- 新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第8回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第8回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

⑨第9回新株予約権(平成20年4月1日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

58個

当社普通株式 19,720株 (新株予約権1個につき340株)

無償

1個あたり340円(1株あたり1円)

平成20年4月1日から平成26年5月31日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権の内容」に定める条件に従い相続人に相続される。

また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。

(3) 平成17年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員または監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合



(株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権を無償にて取得することができる。

⑩第10回新株予約権(平成20年4月1日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権を行使することができる期間
- 譲渡による新株予約権の取得の制限

64個

当社普通株式 21,760株 (新株予約権1個につき340株)

無償

1個あたり340円(1株あたり1円)

平成20年4月1日から平成27年5月31日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

⑨第9回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、⑨第9回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権の内容」と、「平成17年6月1日より前に」とあるのは「平成18年6月1日より前に」とそれぞれ読み替えるものとする。)

- 新株予約権の取得条件
 - ⑨第9回新株予約権の取得条件に同じ

①第11回新株予約権(平成20年4月1日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

47個

当社普通株式 15,980株 (新株予約権1個につき340株)

1個あたり506.000円

1個あたり340円(1株あたり1円)

平成20年4月1日から平成28年5月31日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。
- (2) 新株予約権者が平成27年5月31日まで当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年6月1日から平成28年5月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権の 内容」に定める条件に従い相続人に相続される。
- 新株予約権の取得条件

新株予約権の取得条項は定めない。

⑩第12回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数

16個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権を行使することができる期間
- 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の行使条件

⑪第11回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、⑪第11回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホー ルディングス第11回新株予約権の内容 | とあるのは 「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権の内容 | と読み替えるものとする。)

無償

当社普诵株式 5.440株 (新株予約権1個につき340株)

を要するものとする。

1個あたり340円(1株あたり1円)

平成20年4月1日から平成28年5月31日

- 新株予約権の取得条件
 - ①第11回新株予約権の取得条件に同じ

③第13回新株予約権(平成22年2月26日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

975個

当社普通株式 97.500株 (新株予約権1個につき100株) 1個あたり88,200円(1株あたり882円) 1個あたり100円(1株あたり1円)

平成23年4月1日から平成38年2月26日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認 を要するものとする。

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認

新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事およ び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社およ び当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれの地位も退任した場合、退任の日 から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹 ホールディングス第13回新株予約権の内容|(以下、「第13回新株予約権要項|という。)に定める「新株予約権 を行使できる期間 | を超えることはできない。
- (3) 新株予約権を行使できる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合には、相続人は、「第13回新株予約権要項 | に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。
- (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割 当契約書に定めるところによる。

新株予約権の取得条件

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合
- (2) 以下に定める事由が生じた場合または「第13回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、 当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ① 会社法に定める取締役の欠格事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠格 事由に該当した場合
 - ② 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事および顧問のいずれかを解任された場合
 - ③ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ④ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与



えた場合

(B) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社はいつでも取締役会決議により新株予約権の全部または一部を買入れまたは無償で取得することができるものとする。

(4)第14回新株予約権(平成22年2月26日発行)

- 新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- ・新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

2.426個

当社普通株式242,600株 (新株予約権1個につき100株)

1個あたり88.200円(1株あたり882円)

1個あたり100円(1株あたり1円)

平成23年4月1日から平成38年2月26日

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認 を要するものとする。

新株予約権の行使条件

⑬第13回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、⑬第13回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第14回新株予約権の内容」と、「第13回新株予約権要項」とあるのは「第14回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

新株予約権の取得条件

⑬第13回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、⑬第13回新株予約権の取得条件において「第13回新株予約権要項」とあるのは「第14回新株予約権要項」と読み替えるものとする。)

前記新株予約権のうち当社取締役および当社監査役の保有状況

	名 称	個 数	保有者数
	第 1 回新株予約権	99個	1名
	第 3 回新株予約権	146個	1名
	第 4 回新株予約権	184個	1名
田焼炉(汁はた屋)	第 5 回新株予約権	173個	1名
取締役(社外を除く)	第 6 回新株予約権	259個	1名
	第10回新株予約権	8個	1名
	第11回新株予約権	19個	2名
	第13回新株予約権	271個	3名
監査役	第8回新株予約権	16個	1名

(2) 当事業年度中に当社の執行役員ならびに子会社の取締役および執行役員に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社の執行役員に交付した新株予約権は、(1)の第13回新株予約権のとおりであります。また、当事業年度中に当社の子会社の取締役および執行役員に交付した新株予約権は、(1)の第14回新株予約権のとおりであります。

なお、交付状況は以下のとおりでございます。

	交 付 日	行 使 価 額	行 使 期 間	個 数	交 付 者 数
当社の執行役員 (当社の取締役を兼ね ている者を除く)	平成22年2月26日	1円	平成23年4月1日から 平成38年2月26日	704個	9名
子会社の取締役	平成22年2月26日	1円	平成23年4月1日から 平成38年2月26日	799個	7名
子会社の執行役員 (子会社の取締役を兼ね ている者を除く)	平成22年2月26日	1円	平成23年4月1日から 平成38年2月26日	1,627個	23名



4. 会社役員に関する事項 (平成22年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

地	位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	社長執行役員	石塚	邦 雄	(株)三越代表取締役社長執行役員 ※3 (株)伊勢丹取締役
代表取締役	専務執行役員	髙 田	信哉	経営戦略本部長 (㈱伊勢丹取締役専務執行役員
取 締 役		天 野	公 平	(株)三越相談役
取 締 役	常務執行役員	赤 松	憲	管理本部長
※1取締役		畔柳	信雄	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長 (株)三菱東京UFJ銀行取締役会長 ※3 本田技研工業㈱取締役 ※3 (株)油田泉州ホールディングス取締役 ※3 (株)三菱総合研究所取締役 ※4 三菱重工業㈱監査役
※1 取 締 役		宮村	眞 平	三井金属鉱業㈱代表取締役会長兼CEO(最高経営責任者) パウダーテック㈱取締役会長 ※3 パンパシフィック・カッパー㈱取締役
※】取締役		池田	守 男	(株)資生堂相談役 ※3 株)小松製作所取締役 ※3 東京メトロポリタンテレビジョン(株)取締役 ※3 旭化成(株)取締役 学校法人東洋英和女学院理事長・院長 学校法人資生堂学園理事長
常勤監査役		二瓶	郁 夫	※4 ㈱三越監査役 ※4 ㈱岩田屋監査役
常勤監査役		阿部	健一	※4 (株)伊勢丹監査役
※2 監 査 役		北山	禎 介	(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役社長 (株)三井住友銀行取締役会長 ※3 富士フイルムホールディングス(株)取締役
※2 監 査 役		飯 島	澄雄	東京虎ノ門法律事務所 弁護士 中央大学法科大学院講師 ※4 ㈱TKC監査役 ※4 北川工業㈱監査役 ※4 ㈱商船三井監査役 ※4 ㈱伊勢丹監査役

- (注記) 1. ※1印は社外取締役であります。
 - 2. ※2印は社外監査役であります。
 - 3. ※3印は当該株式会社における社外取締役であります。
 - 4. ※4印は当該株式会社における社外監査役であります。
 - 5. 髙田信哉氏は平成22年3月1日付で㈱伊勢丹の取締役に就任いたしております。
 - 6. 天野公平氏は平成22年3月1日付で㈱三越の取締役を辞任し、同日付で同社の相談役に就任いたしております。
 - 7. 赤松憲氏は平成21年4月1日付で㈱伊勢丹の取締役に就任し、平成22年3月1日付で同取締役を辞任いたしております。
 - 8. 畔柳信雄氏は平成22年4月1日付で㈱三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役社長から同社の取締役に地位が異動いたしております。
 - 9. 宮村眞平氏は平成22年1月1日付で三井金属鉱業㈱の取締役相談役から同社の代表取締役会長に地位が異動いたしております。
 - 10. 当社は社外取締役の宮村眞平氏と社外監査役の飯島澄雄氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。
 - 11. 二瓶郁夫氏は㈱伊勢丹の、阿部健一氏は㈱三越の、経理部長および経理部担当取締役を経験しており、両氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

①退任

取締役武藤信一氏は平成22年1月6日に逝去されました。また、取締役二橋千裕氏は平成22年1月29日付で辞任により退任し、同日開催の㈱東急百貨店の臨時株主総会により同社の取締役に就任いたしております。

②地位等の異動

髙田信哉氏は平成22年1月14日付で取締役専務執行役員から代表取締役専務執行役員に地位が異動しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	定額	報酬	ストックオプション	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取締役	7名	143百万円	3名	24百万円
(うち社外)	(3名)	(32百万円)	(一名)	(一百万円)
監査役	4名	48百万円	一名	一百万円
(うち社外)	(2名)	(15百万円)	(一名)	(一百万円)
△ ≣⊥	11名	191百万円	3名	24百万円
合計	(5名)	(48百万円)	(一名)	(一百万円)

- (注記) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はございません。また、当事業年度に係る賞与金の支払いはございません。
 - 2. 上記のほか、取締役(社外を除く)が子会社から受けた報酬等の総額が66百万円(2名)、監査役(社外を除く)が子会社から受けた報酬等の総額が14百万円(2名)ございます。また、社外監査役が当社の子会社から受けた報酬等の総額が6百万円(1名)ございます。
 - 3. ストックオプションにつきましては、平成21年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、平成22年1月29日開催の取締役会決議で同年2月26日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計でございます。

(4) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、社外取締役3名に代表取締役社長執行役員を加えた合計4名の委員より構成される「指名報酬委員会」を設置しております。

同委員会は、社外取締役が委員長を務め、取締役(社外を含む)の指名および報酬等の方針の決定、なら びに個人別の報酬等の審議およびその前提となる評価の監査などを行っております。



(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係ならびに主要取引先等特定関係事業者との関係

取締役 畔柳信雄

i) 重要な兼職先である法人等と当社の関係

当社子会社は、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である㈱三菱東京UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。

また、当社グループは、本田技研工業㈱、㈱池田泉州ホールディングス、㈱三菱総合研究所、三菱 重工業㈱との間に特別の関係はありません。

ii) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

取締役 宮村眞平

- i)重要な兼職先である法人等と当社の関係 当社グループは、三井金属鉱業㈱、パウダーテック㈱、パンパシフィック・カッパー㈱との間に特別の関係はありません。
- ii) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

取締役 池田守男

i) 重要な兼職先である法人等と当社の関係

当社子会社は、㈱資生堂グループとの間に商品等の取引関係があります。

また、当社グループは、(㈱小松製作所、東京メトロポリタンテレビジョン(㈱、旭化成㈱、学校法人東洋英和女学院、学校法人資生堂学園との間に特別の関係はありません。

ii)主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

監査役 北山禎介

i) 重要な兼職先である法人等と当社の関係 当社子会社は、㈱三井住友フィナンシャルグループの子会社である㈱三井住友銀行との間に借入金 等の取引関係があります。 また、当社グループは、富士フイルムホールディングス㈱との間に特別の関係はありません。

ii) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

監查役 飯島澄雄

i) 重要な兼職先である法人等と当社の関係

当社グループは、東京虎ノ門法律事務所、中央大学法科大学院、㈱TKC、北川工業㈱、㈱商船三井との間に特別の関係はありません。

また、㈱伊勢丹は当社の完全子会社であります。

ii) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動

区 分	氏	名		主な活動状況
社外取締役	畔柳	信	雄	当事業年度中に開催の取締役会16回のうち15回に出席し、実業界における幅広い経営執行の経験から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	宮村	眞	平	当事業年度中に開催の取締役会16回のうち16回に出席し、産業界の動向に関する幅広い知見から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	池田	守	男	当事業年度中に開催の取締役会16回のうち15回に出席し、経営全般にわたり客観的な立場から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	北山	禎	介	当事業年度中に開催の監査役会14回のうち14回に、また取締役会16回のうち14回に出席し、金融業界における幅広い経験を踏まえ、議案・審議等に対して意見を述べるとともに、監査についての必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	飯島	澄	雄	当事業年度中に開催の監査役会14回のうち12回に、また取締役会16回のうち14回に出席し、主に法律の専門家の見地から、議案・審議等について質問し意見を述べるとともに、監査についての必要な発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。



5. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	81百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
合計	83百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	305百万円

- (注記) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の重要な子会社のうち、イセタン(シンガポール)Ltd.とイセタンオブジャパンSdn.Bhd.は、当社の会計監査人以外の監査法人(プライスウォーターハウスクーパース)に計算関係書類の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. コンプライアンス体制

「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 管理本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は内部監査部門と各部門が連携しながら 実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社グループ全体を対象とする内部通報・相談窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループの従業員からの通報・相談に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

2. リスクマネジメント体制

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、 損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、グループ全体に周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行う。
- (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。



- (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (6) モニタリングによって把握された内部統制上の問題(不備)が、適時・適切に報告されるための体制を 整備する。
- (7) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

4. 情報保存管理体制

「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

- (1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に 記録・保管・管理する。
 - ①株主総会議事録
 - ②取締役会議事録
 - ③経営戦略会議議事録
 - 4計算書類
 - ⑤官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - ⑥その他取締役会が決定する書類
- (2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5. 効率的職務執行体制

「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
- (3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織役割規程」、「捺印権限規程」、「グループ意思決定規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- (1) グループ理念をグループ企業すべてに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。
- (2) 経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。
- (3) 内部監査部門によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

7. 監査役スタッフに関する事項

「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該 使用人の取締役からの独立性に関する事項 |

- (1) 監査役職務補助のため、監査役と協議のうえ、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役 スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、その処遇については監査役の確認を必要とする。

8. 監査役への報告に関する体制

「取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」

- (1) 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議のうえ「監査役監査基準」に定め、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。
- (2) 内部通報制度の導入とその適切な運用の維持により法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

9. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- (1)「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。
- (2) 内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。



7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としながら、経営環境、業績、財務の健全性等を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。なお、内部留保金につきましては、当面、主要店舗等への設備投資と有利子負債削減に充当し、企業価値の向上を図りたく存じます。

⁽注記) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨ててあります。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入してあります。

連結貸借対照表 (平成22年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	1,238,006
流動資産	225,252
現金及び預金	37,682
受取手形及び売掛金	97,314
有価証券	567
たな卸資産	57,654
繰延税金資産	10,101
その他	24,873
貸倒引当金	△2,941
固定資産	1,012,753
有形固定資産	743,910
建物及び構築物	172,609
土地	537,609
建設仮勘定	16,128
その他	17,564
無形固定資産	48,104
ソフトウエア	12,493
その他	35,611
投資その他の資産	220,738
投資有価証券	94,798
長期貸付金	12,932
差入保証金	84,203
繰延税金資産	5,607
その他	25,251
貸倒引当金	△2,055
合計	1,238,006

	(単位:日万円)
科目	金額
負債の部	812,885
流動負債	439,026
支払手形及び買掛金	94,940
短期借入金	85,683
コマーシャル・ペーパー	40,000
未払法人税等	5,529
商品券	84,249
繰延税金負債	0
賞与引当金	8,245
ポイント引当金	2,955
商品券回収損引当金	20,710
その他	96,711
固定負債	373,858
長期借入金	71,600
繰延税金負債	194,106
退職給付引当金	46,672
負ののれん	39,703
その他	21,776
純資産の部	425,120
株主資本	424,399
資本金	50,024
資本剰余金	324,984
利益剰余金	49,473
自己株式	△81
評価・換算差額等	△10,538
その他有価証券評価差額金	125
繰延ヘッジ損益	16
為替換算調整勘定	△10,680
新株予約権	941
少数株主持分	10,317
合計	1,238,006

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考> (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)



(単位:百万円)

		(単位:百万円)
科目	金	額
		1,291,617
売上原価		930,931
売上総利益		360,685
販売費及び一般管理費		356,508
営業利益		4,177
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,658	
持分法による投資利益	3,389	
——————————————— 未回収商品券受入益	6,759	
 負ののれん償却額	13,275	
その他	4,794	29,877
営業外費用		
支払利息	2,128	
固定資産除却損	950	
商品券回収損引当金繰入額	6,316	
その他	4,930	14,324
経常利益		19,730
特別利益		
固定資産売却益	16,751	
投資有価証券売却益	936	
関係会社株式売却益	202	17,889
特別損失		
固定資産処分損	3,685	
減損損失	27,141	
投資有価証券評価損	1,443	
投資有価証券売却損	186	
関係会社株式売却損	519	
関係会社整理損	431	
構造改革損失	42,515	
その他	1,421	77,344
税金等調整前当期純損失		39,723
法人税、住民税及び事業税	7,071	
法人税等調整額	16,040	23,112
少数株主利益		685
当期純損失		63,521

⁽注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	47,443
財務活動によるキャッシュ・フロー	△41,688
現金及び現金同等物に係る換算差額	465
現金及び現金同等物の増減額	2,616
現金及び現金同等物の期首残高	34,749
現金及び現金同等物の期末残高	37,366

⁽注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	50,006	319,118	118,424	△64	487,484
当期変動額					
新株の発行	18	18			36
株式交換による増加		5,847			5,847
剰余金の配当			△5,429		△5,429
当期純損失			△63,521		△63,521
自己株式の取得				△20	△20
自己株式の処分		△0		3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	18	5,865	△68,951	△17	△63,084
当期末残高	50,024	324,984	49,473	△81	424,399

		評価・換	算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
前期末残高	△3,016	△15	△9,083	△12,115	733	13,637	489,740
当期変動額							
新株の発行							36
株式交換による増加							5,847
剰余金の配当							△5,429
当期純損失							△63,521
自己株式の取得							△20
自己株式の処分							3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,141	31	△1,596	1,576	208	△3,320	△1,535
当期変動額合計	3,141	31	△1,596	1,576	208	△3,320	△64,620
当期末残高	125	16	△10,680	△10,538	941	10,317	425,120

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表



[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数

40社

(2) 主要な連結子会社の名称

(㈱三越、㈱伊勢丹、㈱静岡伊勢丹、㈱新潟伊勢丹、㈱岩田屋、㈱札幌丸井今井、㈱函館丸井今井、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.、米国三越INC.、㈱エムアイカード、㈱クイーンズ伊勢丹

(㈱札幌丸井今井および㈱函館丸井今井は、当社が出資を行い新たに設立したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

従来、連結子会社でありました㈱伊勢丹ビジネスサポートは㈱エム・ロジスティクス・ソリューションズと、同じく連結子会社でありました㈱プロネットは㈱伊勢丹キャリアデザインと、平成21年4月1日付で合併したことに伴い連結の範囲から除外しております。

また、連結子会社でありました名古屋ビルサービス㈱は㈱三越が保有株式の全部を売却したことにより連結の範囲から除外しました。

さらに、連結子会社でありました㈱三越環境ビル管理は、㈱三越が保有株式の一部を売却したことにより関連会社となったため、当連結会計年度中に連結の範囲から除外し持分法適用会社としております。

いずれも上記連結子会社数には含まれておりませんが、除外までの損益計算書については連結しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

フランス三越S.A.S.、英国三越LTD.、イタリア三越S.p.A.、スペイン三越S.A.、㈱伊勢丹ソレイユ、㈱アイタス、㈱エージークラブ、㈱九州コミュニケーションサービス、㈱愛生、枚方中央ビル㈱

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

新光三越百貨股份有限公司、㈱プランタン銀座、㈱うすい百貨店、セントレスタ㈱、㈱ジェイアール西日本伊勢丹、㈱ 浜屋百貨店、アイティーエムクローバーCo.,Ltd.、㈱エージーカード、アールアンドアイダイニング㈱、新宿サブナード ㈱、㈱JTB伊勢丹トラベル、㈱三越環境ビル管理

なお、アールアンドアイダイニング㈱は、セントレスタ㈱と平成22年1月1日付で合併しております。

12計

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社(㈱伊勢丹ソレイユ他)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等 の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算 書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.、米国三越INC.、イセタン(イタリア)S.r.I.およびレキシム(シンガポール)Pte.Ltd.の決算日は12月末日でありますが、連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法

により算定)

時価のないもの
主として移動平均法による原価法

デリバティブ 時価法

たな卸資産

商 品 主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) その他 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建 物 主として定額法 その他の有形固定資産 主として定率法

無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

投資その他の資産「その他」(投資不動産)

 建 物
 定額法

 その他
 定率法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

創立費 支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

(追加情報)

当社連結子会社㈱三越が、当連結会計年度に従業員の給与規程を改定し、基本賞与の支給対象期間を変更したことに伴い、従来と比較して、賞与引当金が2,061百万円、未払費用(賞与に対応する社会保険料相当額)が261百万円増加しております。

この結果、販売費及び一般管理費が2,322百万円増加し、営業利益、経常利益は同額減少、税金等調整前当期純損失は同額増加しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券発行見込額等を計上しております。



商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3~13年)による定額法により発生時から 費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8~13年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。負ののれんは発生以降5年間で均等償却しております。ただし、金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。

7. 重要な会計方針の変更

(1) 完成工事高および完成工事原価の計上基準の変更

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

(2) 有形固定資産の減価償却方法の変更

百貨店事業セグメントにおける有形固定資産の減価償却方法に関して、当連結会計年度より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。これは、経営統合を契機として減価償却方法を見直した結果、当連結会計年度から固定資産システムの対応が可能となったため、百貨店事業セグメント内の有形固定資産の減価償却方法を統して、重要セグメントの経営成績をより適正に表示するために行ったものであります。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、販売費及び一般管理費は2,279百万円減少し、営業利益、経常利益は2,279百万円増加し、税金等調整前当期純損失は同額減少しております。

「連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額

318,066百万円

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券

1,278百万円

担保に係る債務

短期借入金

1.000百万円

3. 偶発債務

保証債務等

①従業員住宅ローン保証

1.365百万円

②関係会社銀行借入金等保証予約

英国三越LTD. 保証債務等合計 138百万円

[連結損益計算書に関する注記]

- 1. 固定資産売却益は、主に三越池袋店の土地、借地権および建物等を売却したものであります。
- 2. 当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。
 - (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
㈱三越 新宿アルコット店 (東京都新宿区)	店舗等	建物 土地 その他	12,433
㈱三越 名古屋栄店 (愛知県名古屋市)	店舗等	建物 土地 その他	7,924
㈱三越 松山店 (愛媛県松山市)	店舗等	建物 土地 その他	3,735
(株)三越 新潟店 (新潟県新潟市)	店舗等	建物 土地 その他	1,910
㈱三越 千葉店 (千葉県千葉市)	店舗等	建物 土地 その他	548
(株)クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)	店舗等	建物 その他	238
その他	店舗等	建物 土地 その他	349

(2) 減損損失を認識に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ、または市場価格が帳簿価額に比べて著しく下落した資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しております。



(3) 減損損失の内訳

建物及び構築物15,084百万円土地11,716百万円その他341百万円合計27,141百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(5) 回収可能額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動 産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準としております。

3. 構造改革損失の内訳は次のとおりです。

早期退職特別支援制度の実施に伴う損失36,449百万円営業終了に関連する損失4,274百万円システムおよびカード機能統合費用1,792百万円合計42,515百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式

394.584.474株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,429	14	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの 平成22年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,945	10	平成22年3月31日	平成22年6月29日

3. 連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類と数普通株式 2,686,200株

[金融商品に関する注記]

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債および債権流動化等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。



2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

項目	連結貸借対照表計上額(注1)	時 価(注1)	差 額
(1) 現金及び預金	37,682	37,682	_
(2) 受取手形及び売掛金	97,314	97,314	_
(3) 有価証券	567	567	_
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	28,122	28,122	_
(5) 長期貸付金	12,932		
貸倒引当金	△ 1,169		
	11,763	11,590	△ 173
(6) 差入保証金	84,203	79,859	△ 4,344
(7) 支払手形及び買掛金	(94,940)	(94,940)	_
(8) 短期借入金	(85,683)	(85,683)	_
(9) コマーシャル・ペーパー	(40,000)	(40,000)	_
(10) 未払法人税等	(5,529)	(5,529)	_
(11) 長期借入金	(71,600)	(71,569)	30
(12) デリバティブ取引	_	_	_

- (注1) 負債に計上されているものは、()で示してあります。
- (注2) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形および売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

株式および債券は取引所の価格によっています。

5) 長期貸付全

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現 在価値により算定しています。

(6) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

- (7) 支払手形及び買掛金
 - 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (8) 短期借入金、(9) コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(10) 未払法人税等

短期間で支払いされるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

- (12) デリバティブ取引
 - 金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(川)参照)
- (注3) 非上場株式、関係会社株式等(連結貸借対照表計上額66,676百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

[賃貸等不動産に関する注記]

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準20号 平成20年11月28日)および「賃貸等不動産の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。なお、賃貸商業施設の一部については、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
賃貸等不動産	68,578	103,061
賃貸等不動産として 使用される部分を含む不動産	72,908	72,908

- (注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。) であります。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純損失

1,049円9銭

162円51銭

[重要な後発事象に関する注記]

I. グループ内の組織再編について

当社は、平成21年12月22日開催の取締役会の決議に基づき、友の会および保険事業並びにビルメンテナンス事業に係るグループ内の組織再編の一環として、友の会および保険事業については、①株式会社三越友の会(以下「三越友の会」)および株式会社イセタンクローバーサークル(以下「イセタンクローバーサークル」)に係る経営管理および営業支援業務を当社から100%子会社である株式会社エムアイカード(以下「エムアイカード」)に承継させる吸収分割、②三越友の会とイセタンクローバーサークルの合併、並びに③エムアイカードと当社の100%子会社である株式会社三越保険サービス(以下「三越保険サービス」)の合併を平成22年4月1日に実施しました。

また、ビルメンテナンス事業については、当社の100%子会社である株式会社伊勢丹(以下「伊勢丹」)から株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービス(以下「伊勢丹ビルマネジメントサービス」)に係る経営管理および営業支援業務を当社に承継する吸収分割を平成22年4月1日に実施しました。

1. 組織再編の目的について

株式会社三越(以下「三越」)および伊勢丹の友の会子会社をエムアイカードの傘下とした上で統合すると同時に、三越保険サービスについてもエムアイカードに統合することといたしました。当社グループに分散していたカード・保険、友の会事業を一元化し、優良な顧客基盤をもつ戦略子会社であるエムアイカードが効率的かつ効果的な運営を行うことで、金融サービス事業をグループ第二の収益の柱へと育成してまいります。

また、ビルメンテナンス事業につきましても、伊勢丹ビルマネジメントサービスを当社の直接子会社とした上で、お客さ



まに対して「安全・安心・快適」な空間をグループ全体の店舗を通して提供していく子会社として、より効率的かつ効果的な運営を図ってまいります。

- 2. 友の会事業に係る吸収分割について
 - (1) 吸収分割の要旨
 - ①吸収分割の効力発生日

平成22年4月1日

②分割方式

当社を分割会社とし、エムアイカードを承継会社とする吸収分割です。

- ③吸収分割に係る割当ての内容
 - 分割会社である当社に対する割当ては行われません。
- ④分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い 当社は、新株予約権を発行しておりますが、吸収分割に伴う取扱いの変更はありません。
- ⑤吸収分割により減少する資本金等 該当事項はありません。
- ⑥承継会社が承継する権利義務

エムアイカードは、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において当社が友の会子会社に係る経営管理および営業支援業務に関して有する三越友の会およびイセタンクローバーサークルの株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。

⑦債務履行の見込み

吸収分割の効力発生日後における当社およびエムアイカードの債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

- ⑧承継する部門の事業内容
 - 三越友の会およびイセタンクローバーサークルに係る経営管理および営業支援業務
- (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日) に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

- 3. 合併について
 - (1) 合併の要旨
 - ①友の会子会社の吸収合併(三越友の会とイセタンクローバーサークル)
 - a. 吸収合併の効力発生日 平成22年4月1日
 - b. 合併方式

三越友の会を存続会社とする吸収合併方式で、イセタンクローバーサークルは解散いたします。なお、友の会子会社の吸収合併(三越友の会とイセタンクローバーサークル)の効力発生は、当社およびエムアイカードとの間の吸収分割の効力が生ずることを条件とします。

- C. 吸収合併に係る割当ての内容
 - エムアイカードの完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行および資本金の増加もありません。
- d. 消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い イセタンクローバーサークルは、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。
- ②保険子会社の吸収合併(エムアイカードと三越保険サービス)
 - a. 吸収合併の効力発生日 平成22年4月1日
 - b. 合併方式

エムアイカードを存続会社とする吸収合併方式で、三越保険サービスは解散いたします。

- c. 吸収合併に係る割当ての内容 当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行および資本金の増加もありません。
- d. 消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い 三越保険サービスは、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。
- (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日) に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

- 4. ビルメンテナンス事業に係る吸収分割について
 - (1) 会社分割の要旨
 - ①吸収分割の効力発生日 平成22年4月1日
 - ②分割方式

伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

- ③吸収分割に係る割当ての内容
 - 分割会社である伊勢丹に対する割当ては行われません。
- ④分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い 伊勢丹は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。
- ⑤吸収分割により増加する資本金等 該当事項はありません。
- ⑥承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が伊勢丹ビルマネジメントサービスに係る経営管理および営業支援業務に関して有する伊勢丹ビルマネジメントサービスの株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。

⑦債務履行の見込み

吸収分割の効力発生日後における当社および伊勢丹の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

⑧承継する部門の事業内容

伊勢丹ビルマネジメントサービスに係る経営管理および営業支援業務

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日) に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

Ⅱ. 百貨店事業に係る組織再編(吸収分割)について

当社の連結子会社である株式会社三越(以下、「三越」)は、平成22年2月23日開催の取締役会の決議に基づき、グループ百貨店事業の組織再編の一環として、三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店運営事業に係る権利義務を、新たに設立した地域事業会社、および新潟については株式会社新潟伊勢丹(以下「新潟伊勢丹」)に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」)を平成22年4月1日に実施しました。

1. 本吸収分割の目的

当社は、平成23年春までにグループの最適化を完了し、お客さまのご要望によりお応えできる体制を構築してまいります。その一環である、百貨店事業に係る組織再構築の具体策として、平成22年4月1日付で、三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各店における百貨店運営事業を、平成21年10月1日に設立した当社の100%子会社である株式会社札幌三越、株式会社仙台三越、株式会社名古屋三越、株式会社広島三越、株式会社高松三越、株式会社松山三越、株式会社福岡三越、および株式会社新潟伊勢丹(以下8社あわせて「各地域事業会社」)に承継させることといたしました。



本吸収分割によって、各地域事業会社に各店舗の運営権限を移譲することで、お客さまの要望を迅速な意思決定によって実現することが可能となり、これまで以上に地域に密着した営業体制を構築し、各地域に最適な営業施策の迅速かつ細やかな展開を推進してまいります。そして、これらにより生み出した利益をお客さまや地域に還元し、より魅力的な店づくりのために活用することにより、"地域のお客さまに愛される、地域のお客さまにとっての「マイデパートメントストア」"となることを目指します。

また、併存する店舗の一体運営化のモデルエリアと位置づけた新潟エリアにおいては、三越新潟店の百貨店運営事業を新潟伊勢丹が承継することとし、これに伴って新潟伊勢丹は、平成22年4月1日より「株式会社新潟三越伊勢丹」に商号を変更いたしました。三越・伊勢丹両店舗の一体運営化により、三越、伊勢丹それぞれのブランドを生かした、競合に負けない魅力的な商業施設づくりを行ってまいります。

また、後方部門の統合による物流費・賃借料の削減、共同取組による経費の有効活用など、単独の店舗ではなし得なかった店舗運営コストの大幅削減を実現いたします。

- 2. 吸収分割について
 - (1) 吸収分割の要旨
 - ①吸収分割の効力発生日
 - 平成22年4月1日
 - ②分割方式
 - 三越を分割会社とし、各地域事業会社を承継会社とする吸収分割です。
 - ③吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割において、分割会社である三越に対する割当ては行われません。

- ④分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い
 - 三越は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。
- ⑤承継により増加する資本金等 該当事項はありません。
- ⑥承継会社が承継する権利義務

各地域事業会社は、効力発生日において三越が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義 務のうち、吸収分割契約書で定めるものを承継します。

- ⑦債務履行の見込み
 - 本吸収分割の効力発生日後における三越および各地域事業会社の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。
- ⑧承継する部門の事業内容

札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店運営事業

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

貸借対照表 (平成22年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	458,309
流動資産	4,460
現金及び預金	168
繰延税金資産	193
関係会社短期貸付金	3,200
未収還付法人税等	812
その他	84
固定資産	453,849
有形固定資産	1
器具及び備品	1
投資その他の資産	453,847
関係会社株式	453,847
繰延税金資産	0
合計	458,309

	(丰位:白/川)/		
科目	金額		
負債の部	919		
流動負債	919		
未払金	48		
未払費用	200		
賞与引当金	295		
未払法人税等	212		
その他			
純資産の部	457,389		
株主資本	456,448		
資本金	50,024		
資本剰余金	397,942		
資本準備金	18,372		
その他資本剰余金	379,570		
利益剰余金	8,539		
その他利益剰余金	8,539		
繰越利益剰余金	8,539		
自己株式	△58		
新株予約権	941		
合計	458,309		

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)



		(単位:百万円)
科目	金	額
営業収益		
受取配当金	5,601	
経営指導料	5,082	
役務収益	1,387	12,072
販売費及び一般管理費		5,494
営業利益		6,577
営業外収益		
受取利息	7	
その他	9	16
営業外費用		
支払利息	9	
その他	0	10
経常利益		6,584
特別利益		
新株予約権戻入益	68	68
税引前当期純利益		6,652
法人税、住民税及び事業税	455	
法人税等調整額	△13	442
当期純利益		6,209

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						
	次十二		資本剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
前期末残高	50,006	12,506	379,570	392,076			
当期変動額							
新株の発行	18	18		18			
株式交換による増加		5,847		5,847			
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	18	5,866	△0	5,865			
当期末残高	50,024	18,372	379,570	397,942			

		株主	資本			
	利益親	剛余金				/***** ∧ = I
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
前期末残高	7,759	7,759	△40	449,801	733	450,534
当期変動額						
新株の発行				36		36
株式交換による増加				5,847		5,847
剰余金の配当	△5,429	△5,429		△5,429		△5,429
当期純利益	6,209	6,209		6,209		6,209
自己株式の取得			△20	△20		△20
自己株式の処分			3	3		3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					208	208
当期変動額合計	780	780	△17	6,646	208	6,855
当期末残高	8,539	8,539	△58	456,448	941	457,389

⁽注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表



[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

器具及び備品 定率法

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。 (追加情報)

当社連結子会社㈱三越が、当期に従業員の給与規程を改定し、基本賞与の支給対象期間を変更したことに伴い、従来と比較して、賞与引当金が63百万円、未払費用(賞与に対応する社会保険料相当額)が8百万円増加しております。 この結果、販売費及び一般管理費が71百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額の百万円

保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。

株式会社伊勢丹6,500百万円株式会社岩田屋2,780百万円保証債務等合計9,280百万円関係会社に対する短期金銭債権3,281百万円関係会社に対する短期金銭債務43百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益12,072百万円販売費及び一般管理費272百万円営業取引以外の取引高17百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前期末株式数	増 加	減 少	当期末株式数
普通株式	40,408	23,187	3,547	60,048

- (注)(1)増加は、単元株式および単元未満株式の買取請求によるものです。
 - (2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるものです。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	133百万円
未払事業税等	57百万円
ストックオプション費用	34百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	229百万円
評価性引当額	△34百万円
繰延税金資産合計	194百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 子会社および関連会社等

(単位	:	百万円)
-----	---	------

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			からの 兼げ	経営指導料の受取	2,394	未収入金	7
子会社	株式会社伊勢丹	直接 100%	役員の兼任 経営管理等	債務保証	6,500	_	
			性白色柱寸	会社分割承継資産	9,000	_	_
子会社	株式会社三越	直接 100%	役員の兼任 経営管理等	経営指導料の受取	2,688	_	_

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注)(1)経営指導料については、契約条件により決定しております。
 - (2) 金融機関等からの要請に基づき、株式会社伊勢丹の借入金に対し、必要と認められる保証をしております。なお、保証料は受取っておりません。
 - (3) 取引金額には消費税等は含まれておりません。



(単位:百万円)

(2) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有割合 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	畔柳信雄	なし	当社取締役 (株)三菱東京 UFJ銀行 代表取締役会長	(株)伊勢丹に対する 債務保証	2,405		_
役員	北山禎介	なし	当社監査役 ㈱三井住友銀行 代表取締役会長	(株)伊勢丹に対する 債務保証	2,405	_	_

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注)(1)債務保証については、取締役畔柳信雄氏および、監査役北山禎介氏が、第三者の代表者として行なった取引であり、株式会社伊勢丹の各銀行からの借入金に対するものであります。なお、取引条件は他の金融機関との取引同様、一般的な条件で行っております。
 - (2) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純利益

1,156円96銭 15円89銭

[重要な後発事象に関する注記]

連結計算書類の連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月10日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、百貨店事業セグメントの有形固定資産の減価償却方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 取締役会 御中 平成22年5月10日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任計員 公認会計士 長 坂 降印 業務執行社員 指定有限責任社員 口弘 公認会計士 関 和印 業務執行社員 指定有限責任計員 公認会計士 永 濹 宏 一印 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 阪 中 修印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月10日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 監査役会

 常勤監査役
 二 瓶 郁 夫 印

 常勤監査役
 阿 部 健 一 印

 社外監査役
 北 山 禎 介 印

 社外監査役
 飯 島 澄 雄 印



事業系統図(ご参考) ㈱三越伊勢丹ホールディングス 平成22年3月31日現在 (純粋持株会社) 百貨店業 その他事業 クレジット・金融業 サービスの 製造・輸出入等・卸売業 百貨店業(国内) (株)エムアイカード(注4) 提供 (株)二幸 (株) 三 越(注1) (株)三越保険サービス(注4) (株)レオテックス ㈱伊勢丹 ※(株)エージーカード 商品の供給 レオドール商事㈱ (株)静岡伊勢丹 ㈱レオマート ㈱センチュリートレーディングカンパニー (株)新潟伊勢丹(注1) 物流業務 イセタン(イタリア)S.r.l. (株)岩田屋(注2) 小売·専門店業 委託 レキシム(シンガポール)Pte.Ltd. (株) 札. 幌丸. 井今井(注3) 教育· 小売·専門店業 (株)函館丸井今井(注3) 物流業 採用 商品供給 (株)マミーナ 業務委託 (株) 三 越伊勢丹ビジネス・サポート ※㈱プランタン銀座 (株)クイーンズ伊勢丹 ※㈱うすい百貨店 総合人材サービス業 店舗内 レストラン業 ※(株)ジェイアール西日本伊勢丹 情報処理 食堂 (株)三越伊勢丹とユーマン・ソリューションズ ※アールアンドアイダイニング(株)(注8) 業務委託 業務委託 ※(株)浜屋百貨店 ※ヤントレスタ㈱(注8) 情報処理サービス業 (株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ 友の会 ㈱三越情報サービス 運営 各種 友の会事業 業務委託 百貨店業(海外) サービスの 不動産管理業 提供 (株)三越友の会(注5) 天津伊勢丹有限公司(中国) (株)三越不動産 (株)イセタンクローバーサークル(注5) 上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司(中国) (株)三越環境デザイン 岩田屋友の会(株) (株)伊勢丹会館 成都伊勢丹百貨有限公司(中国) (株)伊勢丹ビルマネジメントサービス(注7) マーケティング 瀋陽伊勢丹百貨有限公司(中国) ※㈱三越環境ビル管理(注6) 業務委託 イセタン(シンガポール)Ltd. ※新宿サブナード(株) その他事業 イセタン(タイランド)Co..Ltd. スポーツ施設運営 イセタンオブジャパンSdn.Bhd. 調查·研究受託業 (株)伊勢丹スイング (株)伊勢丹研究所 (マレーシア) 米国三越 INC. 旅行業 映像制作 ※新光三越百貨股份有限公司(台湾) ※㈱JTB伊勢丹トラベル ㈱スタジオアルタ ※アイティーエム クローバー Co..Ltd. ※持分法適用関連会社

- (注1) (㈱三越は、平成22年4月1日付で札幌、仙台、名古屋、広島、高松、松山、福岡、新潟の各地域における百貨店運営事業を、㈱札幌三越、㈱仙台三越、㈱名古屋 三越、㈱広島三越、㈱高松三越、㈱松山三越、㈱福岡三越、および新潟については㈱新潟伊勢丹に承継しております。なお、㈱新潟伊勢丹は、名称を㈱新潟三越 伊勢丹に変更しております。
- (注2) ㈱岩田屋は、平成21年10月15日付で完全子会社となっております。なお、㈱岩田屋と㈱福岡三越は、平成22年10月に統合する予定です。
- (注3) ㈱札幌丸井今井および㈱函館丸井今井は、平成21年5月29日に設立し、平成21年8月1日より営業を開始しております。 (注3) ㈱エムアイカードは平成21年9月1日付で、㈱アイカードより名称変更いたしました。また、平成22年4月1日付で、㈱エムアイカードを存続会社として㈱三越 保険サービスと合併しております。
- (注5) 平成22年4月1日より㈱三越友の会を存続会社として㈱イセタンクローバーサークルと合併し、名称を㈱エムアイ友の会に変更しております。
- (注6) ㈱三越環境ビル管理は、㈱三越が保有株式の一部を売却したことにより関連会社となったため、当連結会計年度中に連結の範囲から除外し持分法適用会社として おります。また、名古屋ビルサービス㈱は㈱三越が、保有株式の全部を売却したことにより連結の範囲から除外しました。
- (注7) 平成22年4月1日より㈱伊勢丹ビルマネジメントサービスは、㈱三越伊勢丹ビルマネジメントに名称変更しております。
- (注8) 平成22年1月1日付で、セントレスタ㈱を存続会社として、アールアンドアイダイニング㈱と合併しております。

新たな「株主様ご優待制度」のご案内 平成22年7月1日よりスタート

株主の皆様が、当社グループの店舗をさらに便利にご利用いただくことで、当社株式を末長くご所有していただくために、「株主様ご優待制度」の内容を一部変更し、平成22年7月1日より、新たな「株主様ご優待制度」としてスタートいたします。 新たな「株主様ご優待制度」の内容は以下のとおりでございます。

1. 対象株主様およびご郵送時期

3月末日および9月末日現在100株以上ご所有の株主様に、「株主様ご優待カード」を発行いたします。年2回のご郵送時期は以下のとおりでございます。

■ご郵送時期と有効期限

対象株主様の確定日	ご郵送時期	有効期限
3月末日現在の株主様	同年 6 月下旬	同年12月末日
9月末日現在の株主様	同年12月上旬	翌年 7 月末日

2. 「株主様ご優待カード」のご優待内容

- (1) ご利用限度額の範囲内でお買物(消費税を除く金額)を10%割引いたします。
 - i) 取扱店
 - 三越、伊勢丹、ジェイアール京都伊勢丹、岩田屋、札幌・函館丸井今井の各店舗でご利用いただけます。
 - ※札幌・函館丸井今井につきましては、平成22年10月1日より、新たな取扱店となる予定です。
 - ※本カードはセール、食品、レストラン街でもご利用いただけます。なお、一部に適用できない店舗、ショップ、ブランド、品目等がございますのでご了承ください。
 - ii) ご入金方法
 - 以下のご入金方法で105円(消費税を含む)以上のお買物に適用いたします。
 - ・現金・・三越、伊勢丹、岩田屋、丸井今井発行の商品券・・全国百貨店共通商品券
 - 百貨店ギフトカード ・エムアイカードポイント券
 - ・三越 M CARD、伊勢丹アイカード、MICARD等
 - ※店舗により入金方法が異なる場合がございますのでご留意ください。
 - ※三越 M CARD、伊勢丹アイカード、MICARD等でご入金の場合は、カードの割引優待・ポイント付与の対象とはなりませんが、年間のお買い上げ額の加算対象となります。
 - iii) ご利用限度額
 - で所有株数でとので利用限度額(10%割引が適用されるお買物の限度額)は下表のとおりででざいます。
 - ■ご利用限度額(平成22年7月1日から有効期限まで)

※ご利用限度額には消費税を含みません。

ご所有		ご利用限度額	継続所有株主様の特典
100株以上	300株未満	15万円	
300株以上	500株未満	20万円	
500株以上	1,000株未満	25万円	対象株主様の確定日に300株以上をご所有の
1,000株以上	3,000株未満	50万円	株主様で2年以上の継続所有株主様は、左記の
3,000株以上	5,000株未満	75万円	ご利用限度額が2倍となります。
5,000株以上	10,000株未満	100万円	
10.000株以上		150万円	

^{※「}株主様で優待カード」のご郵送時に、株主様のご利用限度額(10%割引が適用されるお買物の限度額)をお知らせいたします。 ※平成22年3月末日現在300株以上をご所有の株主様のうち、2年以上の継続所有株主様を確定するにあたっての期間の始期は、平成 20年4月1日(株式会社三越伊勢丹ホールディングスの設立の日)といたします。



(2) その他、本カードのご提示により、以下の施設(ショップ)のご利用においてご優待がございます。

	施設(ショップ)	ご優待内容
百貨店の	三越劇場(三越本店)、理容室、美容室、貸 衣裳、写真室、エステティック・ネイルサ ロン、デイスパ(伊勢丹本店)、クリーニン グ、洗車コーナー(伊勢丹本店)	10%割引いたします。
各店舗	三越通信販売(カタログ・テレビショッピング)	10%割引いたします。
	文化展・美術展等の有料催事(三越・岩田屋)	無料でご鑑賞いただけます。
	駐車場	無料駐車時間を1時間延長いたします。
	三越海外各店(台湾新光三越、オーランド 三越を除く)、沖縄三越	10%割引いたします。
その他のグループ店舗	伊勢丹会館(レストラン・喫茶・美容室)	5%割引いたします。
	クイーンズ伊勢丹(スーパーマーケット)	5%割引いたします。
契約施設	オークラホテルズ&リゾーツ(国内)、ホテルニューオータニ東京、ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル	で優待料金でご宿泊いただけます。

i) ご入金方法

以下のご入金方法で105円(消費税を含む)以上のお買物に適用いたします。

- ・百貨店ギフトカード ・エムアイカードポイント券 ※<u>三越 M CARD、伊勢丹アイカード、MICARD等はご</u> 入金にご利用いただけません。
- ※クイーンズ伊勢丹では、現金、三越または伊勢丹発行の商品券、ポイント券による100円(消費税を含む)以上のお買物に適用いたします。(全国百貨店共通商品券、百貨店ギフトカードにつきましては、クイーンズ伊勢丹ではご利用いただけません。) ※その他、店舗・施設によりご入金方法が異なる場合がございますのでご留意ください。
- ii) その他のご利用方法
 - ・文化展・美術展等の有料催事には、ご本人様およびご同伴者1名様が無料でご入場いただけます。
 - ・三越通信販売をご利用の場合は、ご注文の際に本カードの15桁のカード番号を確認させていただきます。
 - ・無料駐車時間の延長サービスのご利用は1回につき1台に限らせていただきます。
 - ・契約施設のホテルをご利用の場合は、各ホテルの予約センターにてご予約をお承りの際に、本カードの15桁の カード番号を確認させていただきます。
 - ・ウォータークリーニングについては本優待の適用除外とさせていただきます。
 - ・その他一部にご優待が適用できない店舗、施設、ショップ、ブランド、品目、公演、催事等がございます。
- ※平成21年12月上旬にご送付いたしました「株主お買物優待券」、「株主ご優待カード」、「クイーンズ伊勢丹 株主お買物優待券」、「株主お食事ご利用券3,000円」(1,000株以上ご所有の株主様のみ)につきましては、券面記載の有効期限までご利用いただけます。新たな「株主様ご優待制度」におきましては、従来の「株主お買物優待券」、「株主ご優待カード」、「クイーンズ伊勢丹 株主お買物優待券」の優待機能を、上記の「株主様ご優待カード」に移管させていただきます。また、「株主お食事ご利用券3,000円」につきましては、新たな「株主様ご優待制度」の実施にあわせて廃止をさせていただきます。

◎新たな取扱店舗に関するご案内

- ・新たな取扱店となる岩田屋につきましては、平成22年7月1日のスタートから一定期間、ご優待の内容の一部が、本紙のご案内と異なる場合がございますのでご了承いただきますようお願い申しあげます。
- ・札幌・函館丸井今井につきましては、平成22年10月1日より、新たな取扱店とさせていただきます。

株式に関するお知らせ

1 単元未満株式をお持ちの株主様へ

単元未満株式とは100株(単元株)に満たない1株から99株までの株式のことで、株式市場では売買できない株数の単位のことをいいます。当社では、単元未満株式を当社が買取る制度および株主様が当社に対して買増しを請求できる制度を採用しております。

■買取請求制度

株主様がご所有の100株未満の株式を、

当社が市場価格にて

買取らせていただく制度です。

[例] 株主様がご所有の40株を買取請求する場合

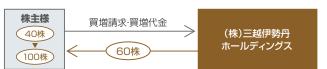


■買増請求制度

100株(単元株)に不足する数の株式を、

株主様が当社から市場価格で買増しすることで、株主様が お持ちの単元未満株式を単元株にする制度です。

[例] 株主様が60株を買増請求して、お手持ちの株数を100株にする場合



(ご注意)

- 1.単元未満株式の買取·買増請求のお手続きにつきましては、単元未満株式が一般口座に記録されている場合は口座を開設されている証券会社等に、特別口座に記録されている 場合は特別口座管理機関にお問合せください。
- 2.当社では、単元未満株式の買取・買増に係る手数料はいただいておりません(ただし、証券会社等によっては、取次手数料が発生する場合がございます。)。

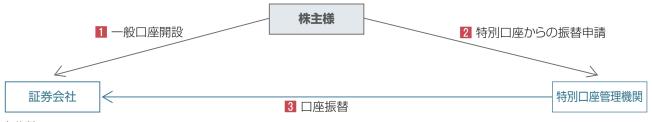
2 特別口座をご利用の株主様へ

特別口座とは、株券電子化移行時に株券をほふり(証券保管振替機構)に預託しなかった株主様のために、当社が信託銀行に開設した口座です。

特別口座に記録されている株式は特別口座のままでは売却はできません(単元未満株式は除きます)。

特別口座に記録されている株式を売却するためには、証券会社に一般口座を開設し、特別口座管理機関にご連絡いただき口座振替を 行ってください。

■特別口座から一般口座への振替のお手続き(11 2 3 がお手続きの順番となります。)



(ご注意)

- 1. 2のお手続きにつきましては、70ページ記載の特別口座管理機関にお問合せください。(旧)株式会社岩田屋の株主様については、みずほ信託銀行、それ以外の株主様については三菱UFJ信託銀行が特別口座管理機関となっています。
- 2.一般口座をお持ちの場合、■のお手続きは必要はございません。

株主メモ



事	業		年		度	4月1日~翌年3月31日
定	時 棋	ŧ	Ξ	総	会	毎年6月
株	主 名	簿	管	理	人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同	連		絡		先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711(通話料無料)
上	: 場 証 券 取 引 所 東京証券取引所、福岡証券取引所					
公	告	Ø	Ż.	ī	法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.imhds.co.jp (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、下記特別口座の口座管理機関にお問合せください。なお、特別口座の口座管理機関の全国各支店にてもお取次ぎいたします。
- 3. 当社と株式会社岩田屋の株式交換の効力発生日の前日である平成21年10月14日において、株式会社岩田屋の株式を特別口座でご所有の株主様につきましては、みずほ信託銀行株式会社が特別口座の口座管理機関となっておりますので、(旧)株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関(みずほ信託銀行)にお問合せください。
- 4. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社	
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711(通話料無料)	
(旧)株式会社岩田屋株式にかかる 特 別 口 座 の 口 座 管 理 機 関	みずほ信託銀行株式会社	
同 連 絡 先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL.0120-288-324(通話料無料)	



三越伊勢丹ホールディングス

本社●〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目6番16号 事務所所在地●〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目16番10号 ホームページアドレス●http://www.imhds.co.jp 証券コード●3099

白緑 byakuroku

鉱物の孔雀石を砕いたものが岩緑青で、 それをさらに細かく水と共に研って作った 淡い岩絵の具が「白緑」である。